

# 個人の町・道民税の申告フローチャート

**スタート!**

下部の「所得税等の確定申告が必要な人」に該当しますか？

はい →

税務署・役場税務住民課・e-Taxなどで所得税等の確定申告を行ってください。  
所得税等の確定申告を行った場合、町・道民税の申告は必要ありません。

いいえ ↓

令和6年1月1日、下川町に住所(住民登録)がありましたか？

いいえ →

下川町への申告は必要ありません。  
(1月1日現在の住所地で申告してください)

はい ↓

令和5年1月1日から同年12月31日までに収入がありましたか？

いいえ →

※町・道民税は非課税になるため、町・道民税の申告は必要ありませんが、税証明が必要な場合や国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額、各種医療費助成制度の区分判定などに所得額などが必要な場合は、税金がかからなくても申告が必要です。

はい ↓

収入は障害年金・遺族年金・失業給付金などの非課税所得のみですか？

はい →

いいえ ↓

どのような収入状況がありましたか？ 次のA～Cからお選びください。

**A 公的年金収入がある人**

源泉徴収票の扶養人数はありますか？

いいえ ↓

公的年金収入が  
65歳以上 148万円以下  
65歳未満 98万円以下

はい ↓

公的年金以外に所得がありますか？

はい ↓

**B 給与収入がある人**

お勤め先の給与以外に収入がありましたか？

いいえ ↓

扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

いいえ ↓

**C その他の所得がある人**

はい ↓

合計所得金額が、個人の町・道民税の非課税限度額以下になる(下記参照)

いいえ ↓

公的年金などの所得金額と公的年金など以外の所得金額の合計額(合計所得金額)が、個人の町・道民税の非課税限度額以下になる(下表参照)

いいえ ↓

扶養控除・生命保険料控除・医療費控除・社会保険料控除などの控除を追加しますか？

はい ↓

**町・道民税の申告は不要です**

**町・道民税の申告が必要です**

## ☆ 所得税等の確定申告が必要な人

- ① 公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある人、年金収入金額が400万円を超える人や事業所得、不動産所得などがあり、所得税等の納税額がある人(公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告不要(ただし、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等の受給者は申告必要)ですが、町・道民税の申告が必要な場合があります)
- ② 年末調整した給与以外の所得が20万円を超える人
- ③ 給与を2か所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の合計金額が20万円を超える人
- ④ 源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする人
- ⑤ 雑損失や株式の損失など、翌年以降に損失を繰り越したい人……など

## 個人の町・道民税の非課税限度額

本人と扶養親族等の合計人数	65歳以上の人(昭和34年1月1日以前生まれ)		65歳未満の人(昭和34年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(合計所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(合計所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	38万円	148万円	38万円	98万円
2人	83万円	193万円	83万円	147万3,334円
3人	111万円	221万円	111万円	184万6,667円

(注1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、同一生計配偶者、本人の合計人数です。

本人と扶養親族等の合計人数が4人以上の場合は、税務住民課までお問い合わせください。

(注2) 障がい者、未成年者、寡婦又は、ひとり親に該当する人は、非課税限度額の合計所得金額は135万円です。